平成２９年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市長田１丁目19番10―403号　大次マンション
債務者　喜名　朝永
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３５号
北海道千歳市富士３丁目11番６号　ライフライン24―202号、申立時の住所北海道日高郡新ひだか町静内末広町３丁目６番15号
債務者　押杵　　彩
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
長野県佐久市原396番地４
債務者　木内　直美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第３号
三重県鈴鹿市算所５丁目16番31号
債務者　大川　文代（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８号
三重県津市久居射場町53番地５
債務者　長谷川惠津子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１０号
三重県桑名市大字西別所2184番地、前住所三重県桑名市東方334―１サンローヤル桑名206
債務者　Ｃａｆｅ＆Ｂａｒ　ＳＵＧＡＲ　ＳＰＯＴこと　芝　三四郎
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
三重県桑名市大山田４丁目10番地17
債務者　三谷　憲代
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
三重県四日市市楠町南川149番地３　雇用促進住宅１―103
債務者　岡部奎一郎
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子300番地７第３グリーンハイツ201
債務者　浜川　　都
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１３４号
京都府八幡市八幡吉野垣内10番地の１　第１藤井ハイツ402号室、前住所京都府八幡市男山香呂３番地―Ａ57―401
債務者　鳥居　弘章
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２１号
京都府八幡市男山笹谷５番地―Ｄ14―305
債務者　足立　啓介
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３７号
京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ28―206
債務者　喫茶お食事裕こと中村吾郎こと　中村五郎
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０６号
京都市上京区新町通今出川上る西入元本満寺町307番地22　リューセレーブルドゥ今出川603
債務者　吉田ちよみ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１７号
京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ28―206
債務者　中村　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７１８号
兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―303号
債務者　古屋　宜子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７９号
奈良市西大寺国見町１丁目２番619号
債務者　吉岡　　修
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３９６号
奈良市東紀寺町１丁目６番301号
債務者　堀田　幸代
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
奈良地方裁判所